

# もりやま総合心療病院 身体的拘束最小化のための指針

## 1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は患者の権利である自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。患者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的な弊害が伴う事を理解した上で、緊急やむを得ない場合を除いては、身体的拘束をしない医療・看護体制の提供に努める。

## 2. 身体拘束・身体的拘束の定義

### 【身体拘束】

患者の行動を制限する全ての行為をいう。ベッドから降りられないように囲む（4本柵）、向精神薬なども含まれる。

### 【身体的拘束】

抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

### 【身体拘束等禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 一人歩きしないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴 経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）より引用

### 【身体的拘束禁止の対象とはしない具体的な行為】

- 薬剤による行動の制限  
薬剤の使用に関しては、患者・家族に十分な説明を行い、同意を得て使用する。
- スピーチロック（言葉による拘束）による行動の制限  
「ダメ」「してはいけない」等の言葉で患者の行動を制止する事を指す。ただし、スピーチロックを減らす視点を持つ。
- 患者の身体または衣服に触れない用具による行動の制限  
患者の自由な行動を制限する意図した使用は最小限とする。患者を転倒リスクから守るための離床センサーの使用等を指す。

## 3. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

### 【緊急やむを得ない場合の3要件】

身体的拘束は行わないことが原則ではあるが、患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、「切迫性」「非代替性」「一次性」の3要件をすべて満たし、緊急やむを得ないと認められた場合にのみ、本人・家族への説明、同意を得た上で行うことができる。

また、身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力する。

- ① 切迫性  
患者本人又は他の患者等の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性  
身体拘束、身体的拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一次性  
身体拘束、身体的拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

## 4. 身体的拘束最小化のための体制

### ① 行動制限最小化委員会の設置

もりやま総合心療病院における、入院中の患者の行動制限を最小化することを目的として、もりやま総合心療病院患者行動制限最小化委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### ② 構成員

精神保健指定医 2名

精神保健福祉士 1名

看護師 3名以上

### ③ 開催

委員会は月に1度開催する。

### ④ 検討事項

委員会は院内における次の事項を検討する。

- ・措置入院・緊急措置入院・医療保護入院に係る患者の症状改善の状況
- ・行動制限の適用の妥当性、実施時間の妥当性など
- ・行動制限最小化のための啓発及び法律・介入技術等に関する職員の研修
- ・その他、行動制限最小化に関し、院長が必要と認める事項

### ⑤ 取り組みについて

委員会は身体的拘束最小化に関して、以下の取り組みを行う。

- ・身体的拘束に関する指針等の定期的な見直し
- ・身体的拘束に関するラウンドを行い、身体的拘束の実施状況、記録の確認、妥当性について検討し、代替案や解除に向けての検討を行う。
- ・身体的拘束最小化のための研修を実施する。

## **5. 職員研修に関する事項**

職員に対する身体拘束の適正化のための研修の内容は、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するものとし、虐待防止および身体拘束等の適正化に関する研修において取り扱い、講師は行動制限最小化委員が担当する。

職員研修の実施は、年2回以上行い、新規採用時には必ず虐待防止および身体拘束等の適正化に関する研修を実施する。研修の実施内容については、「研修実施報告書」において、記録等により保存する。

## **附 則**

この指針は、令和8年6月1日より施行する。